

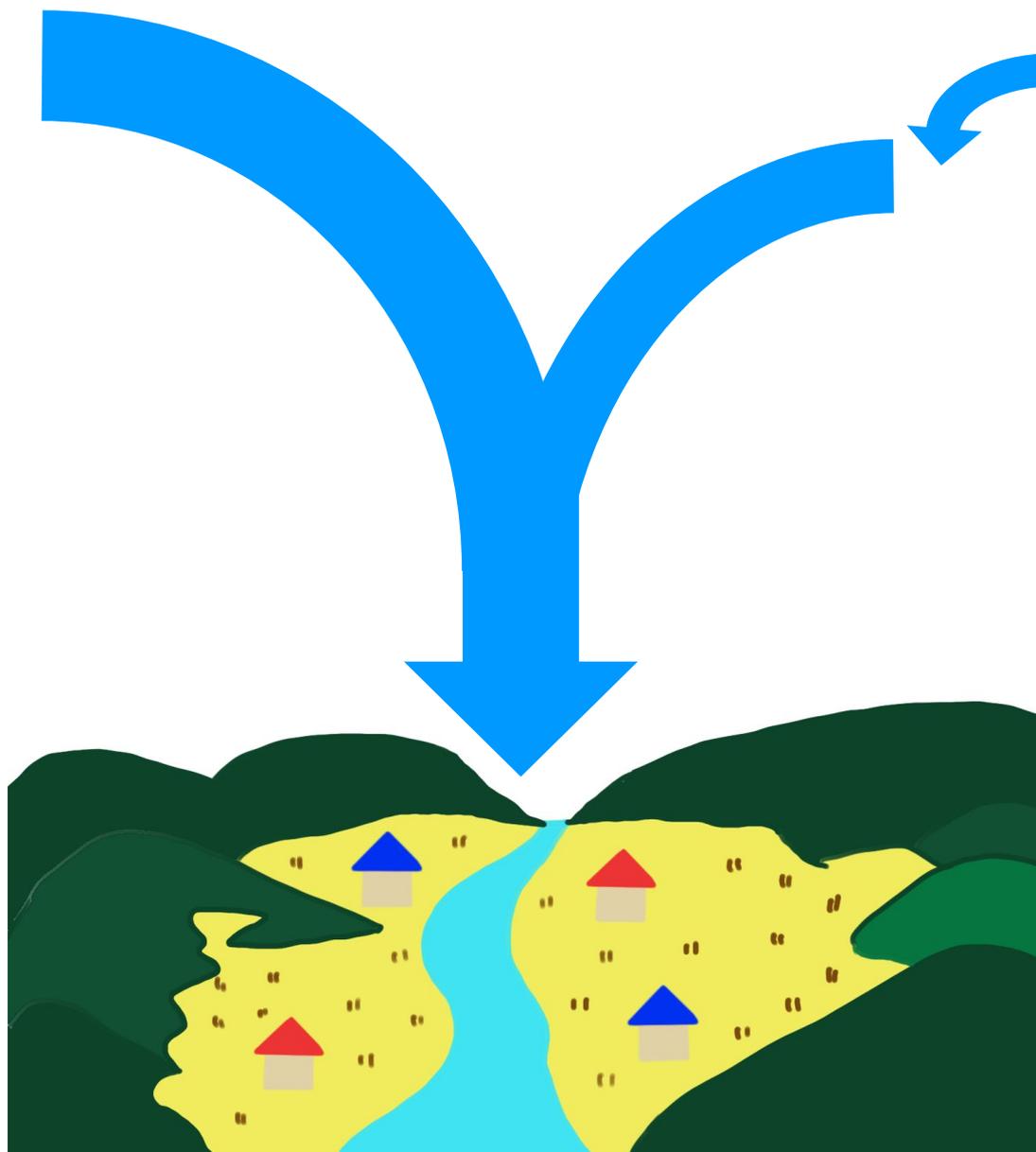
説明資料

2021年9月13日

小田川

肱川本流

鹿野川ダム



大洲盆地

(洪水調節)

第18条 知事は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、知事は気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては次の各号に定めるところによらないことができる。

1. 流入量が毎秒600立方メートルに達した後最大に達するまでは  
毎秒  $\{ (\text{最大流入量} - 600) \times 0.419 + 600 \}$   
立方メートルを放流すること。
2. 流入量が最大に達した後は  
毎秒  $\{ (\text{最大流入量} - 600) \times 0.419 + 600 \}$   
立方メートルを流入量が当該量に等しくなるまで放流すること。

## 国土交通省本省の記載例

### 一定率一定量方式と気象状況の対応

(洪水調節)

第15条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 流入量が、毎秒300立方メートルから毎秒4,300立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒  $\{(流入量 - 300) \times 0.45 + 300\}$  立方メートルの水量を放流すること。

# 鹿野川ダム操作規則 洪水調節条項

## (洪水調節)

第16条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。

- ただし、水位が標高87.5メートル以上にある場合で気象、水象その他の状況により特に必要があると認める時は、この限りでない。

- 一 流入量が毎秒600立方メートルを超えた時は、毎秒600立方メートルの水量をダムから放流すること。
- 二 前号の方法により放流を行っている場合にあつて、水位が標高84.0メートルに等しくなった時に、なお流入量が増加している場合は、すみやかに毎秒850立方メートルの水量まで放流量を増加すること。  
ただし、当該時点で流入量が減少している場合は前号の放流量を継続すること。  
なお、放流量を増加している途中において、流入量が放流量と等しくなったときは流入量に相当する水量を放流すること。また、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。
- 三 前号本文の方法による操作の後、流入量が最大となる時まで、ゲート等を放流量が毎秒850立方メートルの水量に達した時点における開度に保ち放流すること。

## 鹿野川ダムただし書き操作要領

### (通則)

第1条 鹿野川ダムの計画を超える洪水時における鹿野川ダム操作規則（平成24年4月24日国四整訓第11号。以下「規則」という。）第16条に規定するただし書き操作（以下「ただし書き操作」という。）については、この要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ただし書き操作開始水位 洪水調節容量の8割に相当する貯水位とし、標高87.5メートルとする。
- 二 洪水時最高水位 規則第7条に定める洪水時最高水位とし、標高89.0メートルとする。
- 三 上限水位 鹿野川ダムの設計洪水位とし、標高90.1メートルとする。

# 野村ダム操作規則

(放流の原則)

第23条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする。

## 野村ダム操作細則

(放流の原則)

第9条 規則第22条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。

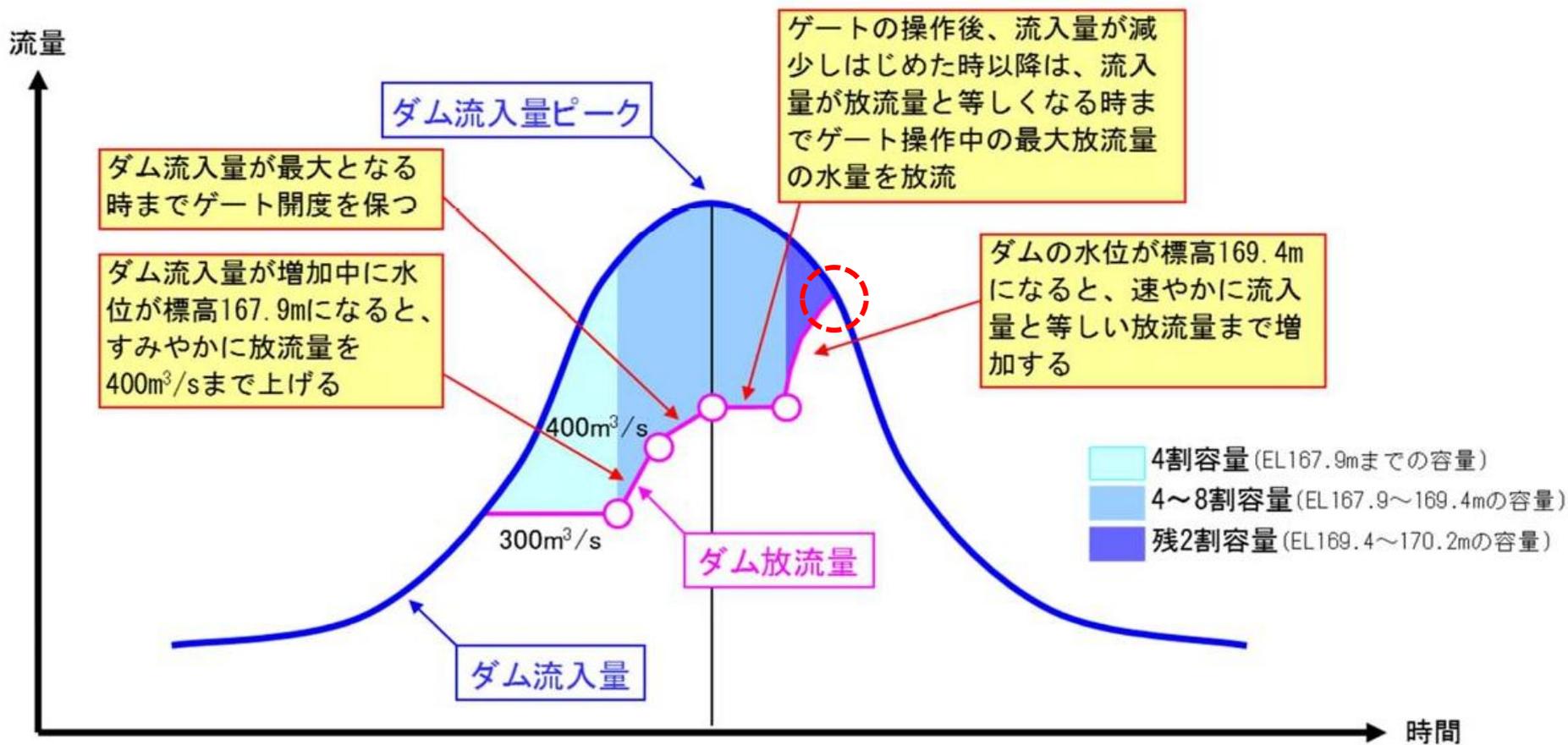
ゲート操作前の放流量	ゲート操作の 最小時間間隔	1回の操作によ 最大増加放流量
300m <sup>3</sup> /s未満の場合	5分ごと	25m <sup>3</sup> /s
300m <sup>3</sup> /sから 600m <sup>3</sup> /s未満の場合	10分ごと	50m <sup>3</sup> /s

ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認められる場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。

- 2 所長は、規則第16条第2号の規定により放流を増加する場合、1回当たりの操作による最大増加放流量は、操作開始時が毎秒50立法メートル以内、それ以降は15分ごとに毎秒100立法メートル以内とする。
- 3 所長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、洪水時最高水位を超えると予想される場合、又はダム本体及び貯水池等に異常が生じた場合、その他緊急かつやむを得ない場合においては、前2項の規定によらないことができる。

## 2.3 ダムの洪水調節等の概要(野村ダム)

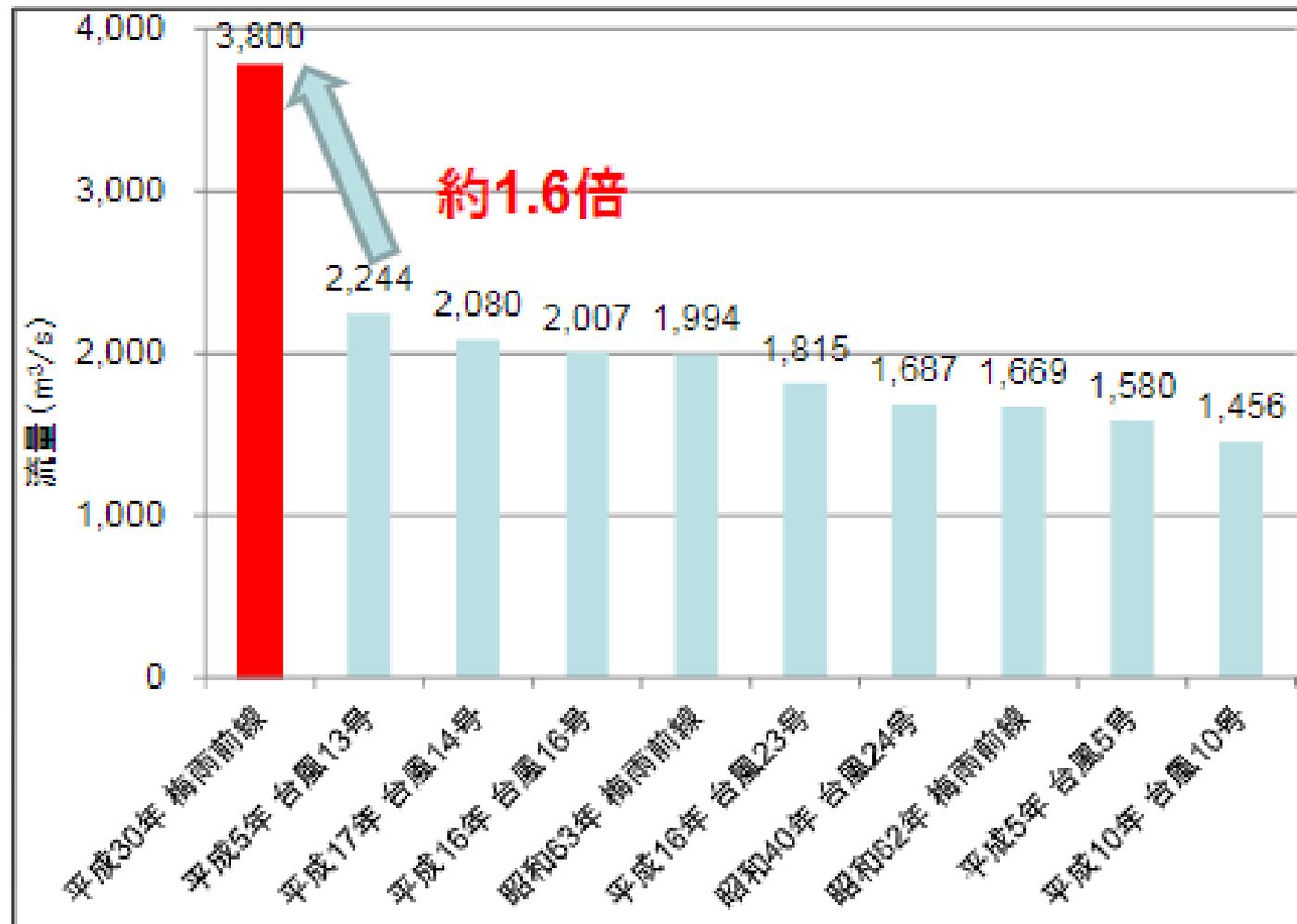
### 洪水調節計画



現行洪水調節計画(野村ダム)

## 平成5年13号台風

(北緯 20.2 度・東経 134.2 度)で発生した台風 13 号は西寄りに進みながら発達し、9 月 1 日には進路を北寄りに変え、9 月 2 日には中心気圧 925hPa、最大風速 50m/s の大型で非常に強い勢力となって北上を続けた。その後 13 号は沖縄の久米島付近を通過し、最低海面気圧 928.1 hPa が記録され、ニュースなどでは「戦後最大級」と報道される。また久米島では、最大瞬間風速 53.9m/s、最大風速 36.5m/s を観測したが、その瞬間に風速計が破壊され、非公式にはさらに強い風が観測されている。台風は勢力を保ちつつ九州に接近し、翌 3 日 16 時前に中心気圧 930 hPa、最大風速 50m/s という記録的な勢力で薩摩半島南部に上陸した。この勢力は、1959 年に日本の台風史上最悪の被害を出した伊勢湾台風(929 hPa)に近く、1951 年の統計開始以降では、上陸時の中心気圧が 3 番目に低い台風となっている。ただし、風速 25m 以上の暴風域は、伊勢湾台風に比べるとかなり小さかった。台風の進路がやや東に寄ったため九州の大部分は可航半円に入り、台風の勢力程は強い風は吹かなかったが、それでも最大瞬間風速 50m/s 以上を観測している。また、台風の上陸地点に近かった鹿児島県枕崎市では 939.7hPa の最低海面気圧を観測した。13 号は、上陸後は急速に勢力を弱めながら、四国・中国地方を通過して愛媛県八幡浜市付近、広島県福山市付近にそれぞれ上陸した後に日本海へ抜け、4 日 21 時に温帯低気圧に変わった<sup>[1]</sup>。

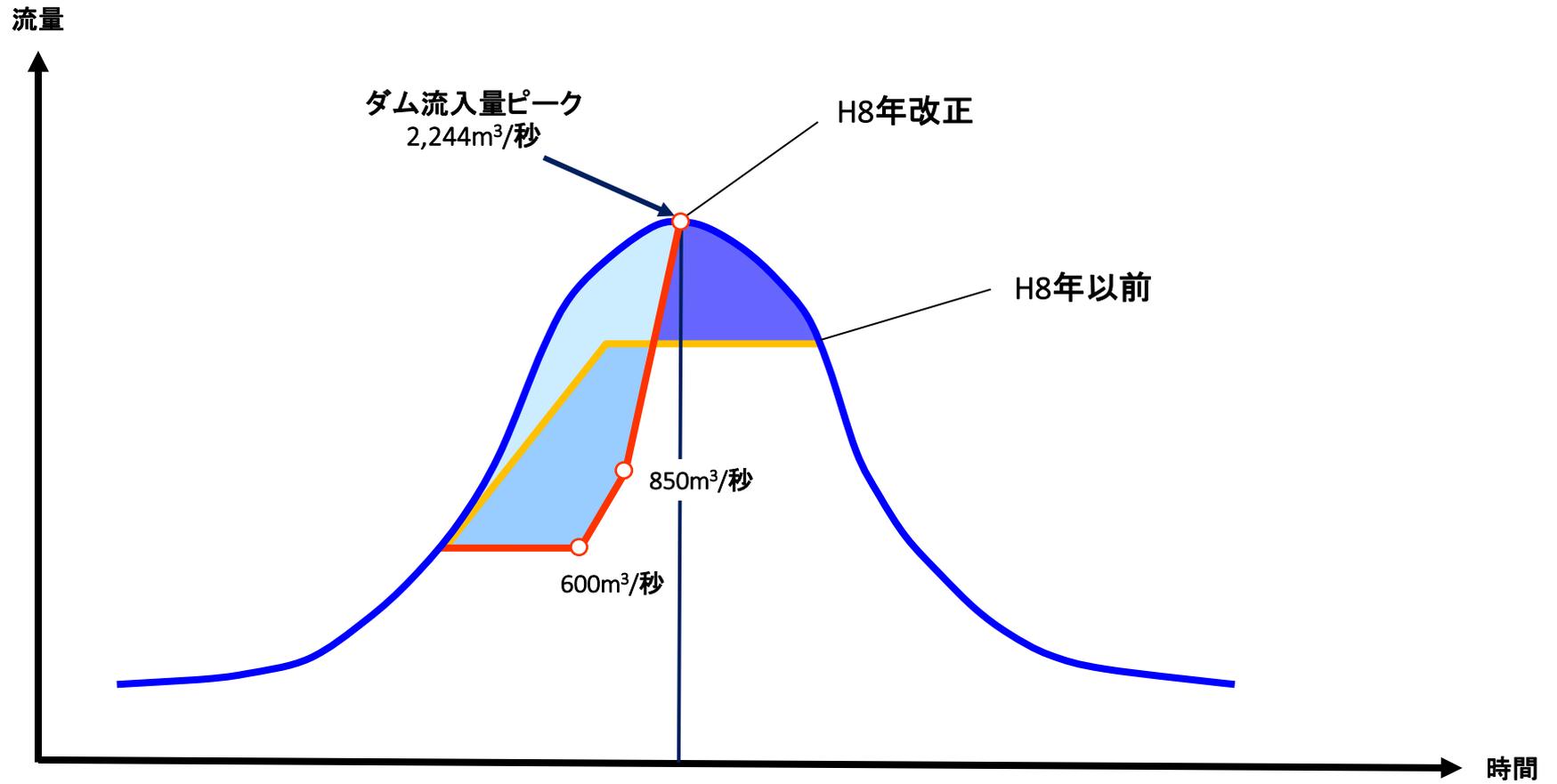


## 鹿野川ダム最大流入量

※数値は速報値であり今後変更となる場合がある。

※対象データは鹿野川ダム管理開始以降(昭和34年～)

# H5年 台風13号



# 西予市野村町にメリットのないこと

## ダム操作基準の

### 改正

6月11日に開催された建設省及び県の説明会の後、再三に亘って県から意見を求められた。早急なことでもあったので、6月14日県に対して了承の回答をしました。

# 土地転がし

順位 番号	事項欄	順位 番号	事項欄	順位 番号	事項欄
老	<p>土地改良法の換地処分による所有権登記</p> <p>所有者 大洲市若宮九〇六番地 二宮 俊 幸 昭和四六年九月式五日受付 第六九五〇号</p> <p>法務大臣の命により 順位 五番の登記を移記 昭和六貳年四月零七日</p> <p>所有権移転 平成元年零貳月式日受付 第壹零貳参四号 原因 同日売買 所有者 大洲市若宮零貳番地 五木 宗二郎</p>  	参	<p>条件付所有権一部移転仮登記 平成貳年参月式日受付 第貳七式〇号</p> <p>原因 同年式月式日売買（条件 農地法第五条の許可） 権利者 大洲市五郎乙零番地零 七 持分式分の零 石川 淳 郎</p> <p>参番地権抹消 平成七年式月零七日受付 第壹五参八号 原因 平成七年式月零日合意解除</p>  	五	<p>所有権移転 平成七年式月式日受付 第壹六五五号 原因 平成七年式月零日買取 所有者 愛媛県</p> 

# 池田元町長 証言①

川を見て自宅に戻った池田。  
来訪した消防団員の避難呼び掛  
けを受け流しているところ

# 情報提供(西予市):避難情報

## ■防災無線(屋外 戸別受信)

7月7日

5:10 防災無線による避難指示放送実施  
(2回目 5:35、3回目 6:01)

### 【放送内容】

「西予市災害対策本部からお知らせします。肱川が氾濫する恐れのある水位に達しましたので、野村地区に避難指示を発令しました。野村中学校、野村小学校及び野村公民館を避難所として開設しています。

ただちに避難を開始してください。また避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。(繰り返し)」

## ■消防団による各戸訪問による避難誘導

7月7日

- 4:25 消防団野村1、2、3部に対し、野村公会堂集合を指示
- 5:00 消防団集合・避難誘導方法説明、避難所開設準備完了
- 5:10 消防団誘導開始
- 6:30 消防団誘導班に河川から離れるように指示
- 6:36 対象地区の声掛け終了
- 6:53 浸水地区内残留者の救出活動

## 池田元町長 証言②

民館に着いたのは午前6時ごろ  
で、吐り飛ばされ、大勢避難し  
ているだろうと思っていたら2  
人目。  
「公

## 池田元町長 証言③

「避難指示放送  
があっても300トンの6倍も流  
すなんて話はないから、みんな  
慌てない。ダムの様子をもっと  
明らかにしてほしいかった」

## 池田元町長 証言④

んだ人たちも普の身着のままだったという。

避難所へ駆け込

## 池田元町長 証言⑤

「何十年とダム放流に慣れ親しみ、みんな『いつものサイレンが鳴りよらい』『べらいに思っていた。今度だけは違つと強調してほしかった』」